

東日本大震災により被災された皆様へ

～ 中小企業退職金共済制度の特例措置のご案内 ～

中小企業退職金共済制度をご利用の方で、東日本大震災により被災された方については、掛金の納付期限延長、退職金の請求手続の簡素化等の特例措置があります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

制度に加入しているかどうかのお問い合わせもできます

中小企業退職金共済制度には以下の種類があります

○中小企業退職金共済制度【中退共制度】

業種を問わず、中小企業が任意で加入する退職金制度です。

加入事業所を退職する際に事業主から渡される「退職金(解約手当金)請求書」を(独)勤労者退職金共済機構に提出することにより、退職金が支払われます。

○特定業種退職金共済制度

建設現場・清酒製造業・林業で働く方々のための退職金制度です。

加入事業主の方が、従業員の方々の共済手帳に掛金となる共済証紙を貼り、その従業員がそれぞれの業種で働くことをやめたときに、この手帳を(独)勤労者退職金共済機構に提出することより、退職金が支払われます。

※加入従業員が亡くなられた場合は、ご遺族が退職金を請求することができます。

お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済制度(中退共制度)

TEL:0120(953)681 FAX:03(5955)8230

(受付時間は平日9:00～17:15)

特定業種退職金共済制度(建設業、清酒製造業、林業)

TEL:0120(221)320 FAX:03(6731)2845

(受付時間は平日9:00～17:15)

ホームページ: <http://www.taisyokukin.go.jp/>